

国立大学法人東京医科歯科大学地震発生時非常参集要領

平成23年7月26日
制 定

(目的)

第1 本要領は、労働時間内外を問わず、大地震が発生した際における国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）職員の非常参集について、必要な事項を定めることを目的とする。

(第1次参集体制)

- 第2 本学の施設が位置する地域（文京区、千代田区及び千葉県市川市）で最大の震度が、震度5弱又は5強の地震が発生した場合には、総務部総務秘書課長の指示により、別紙第1（1）①に掲げる第1次参集要員は、別に定める緊急連絡網により、地震情報の伝達を行う。ただし、総務部総務秘書課長がその必要がないと認める場合はこの限りでない。
- 2 総務部総務秘書課長が不在のときは、総務秘書課副課長、総務秘書課総務係長の順により前項の職務を代行する。
- 3 第1項の連絡を受けた第1次参集要員は、直ちに各部署に参集し、所掌事務に関し被害状況等の情報を収集する。
- 4 総務部総務秘書課長は、収集した被害状況を、別表第1に定める危機対策副本部長（以下「副本部長」という。）に報告するとともに、必要があると認められる場合は、第2次参集体制を要請することができる。
- 5 副本部長は、収集した被害状況を、学長に報告する。
- 6 前2項において、副本部長が不在のときは、総務部長がその職務を代行する。
- 7 電話の不通等により地震情報の伝達ができない場合、第1次参集要員及び別紙第1（2）に掲げる非常参集補助要員は、自らの安全を確保するとともに、第1項の要請があったものとして、各部署に自発的に参集するものとする。

(第2次参集体制)

- 第3 本学の施設が位置する地域（文京区、千代田区、千葉県市川市）で最大の震度が、震度6弱以上の地震が発生した場合には、別紙第1（1）②に掲げる第2次参集要員及び非常参集補助要員は、自らの安全を確保するとともに、要請があったものとして、M&Dタワー1階大会議室に自発的に参集し、危機対策本部の活動班に準じて業務を行うものとする。
- 2 第2第4項により第2次参集体制を決定した場合には、総務部総務秘書課長は、適宜

の方法により、別紙第1(1)②に掲げる第2次参集要員に地震情報の伝達を行い、参集を要請するものとする。

(危機対策本部)

第4 学長は、第3に規定する場合には、国立大学法人東京医科歯科大学危機管理規則(平成21年規則第48号。以下「危機管理規則」という。)第14条に定める危機対策本部を設置する。

2 危機対策本部員は、M&Dタワー1階大会議室に参集し、本部等事業場の運営及び応急対策について所要の措置を講ずる。

3 学長が不在のときは、危機管理規則第18条に定めるあらかじめ学長が指名する者がその職務を代行するものとする。

(附属病院に勤務する職員の参集体制について)

第5 附属病院に勤務する職員(事務部職員を除く。)の参集体制については、各附属病院災害対策マニュアルによるものとする。

附 則

この要領は、平成23年7月26日から施行する。

附 則(平成23年9月30日制定)

この要領は、平成23年9月30日から施行し、平成23年8月1日から適用する。

附 則(平成24年11月6日制定)

この要領は、平成24年11月6日から施行し、平成24年8月1日から適用する。

附 則(平成25年5月29日制定)

この要領は、平成25年5月29日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成26年5月21日制定)

1 この要領は、平成26年5月21日から施行し、平成26年4月1日から適用する。ただし、別表第1中学務部、医学部事務部及び医学部附属病院事務部に関する部分は、平成26年5月1日から適用する。

2 平成26年4月1日から平成26年4月30日までの間、第2、第3及び別表第1中「総務秘書課」とあるのは「総務企画課」に読み替えるものとする。

附 則(平成27年5月21日制定)

この要領は、平成27年5月21日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成27年8月7日制定)

この要領は、平成27年8月7日から施行し、平成27年8月1日から適用する。

附 則(平成27年8月14日制定)

この要領は、平成27年8月14日から施行し、平成27年8月1日から適用する。

附 則(平成28年7月1日制定)

この要領は、平成28年7月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年7月31日制定）

この要領は、平成29年7月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年7月19日制定）

この要領は、平成30年7月19日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和元年9月12日制定）

この要領は、令和元年9月12日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別紙第 1

(1) 非常参集要員

【震度別】 各要員	【震度 5 弱・5 強】	【震度 6 弱以上】	
	①第 1 次参集体制	②第 2 次参集体制	[参考] 危機対策本部員
危機対策本部長（学長）		●	●
危機対策副本部長 （学長が指名する理事又は副学長）		●	●
理事		●	●
統合教育機構長		●	●
統合国際機構長		●	●
統合情報機構長		●	●
大学院医歯学総合研究科長		●	●
大学院保健衛生研究科長		●	●
医学部長		●	●
歯学部長		●	●
教養部長		●	●
生体材料工学研究所長		●	●
難治疾患研究所長		●	●
医学部附属病院長		●	●
歯学部附属病院長		●	●
学生支援・保健管理機構長		●	●
総務部長		●	●
総務部総務秘書課長	●	●	●
〃 副課長	●	●	
〃 総務係長	●	●	
〃 人事課長		●	●
財務部長		●	●
〃 財務企画課長		●	●
〃 財務経理課長		●	●
施設部長		●	●
〃 施設企画課長	●	●	●
〃 参事	●	●	
〃 副課長	●	●	
〃 施設企画係長	●	●	
〃 施設管理課長	●	●	
〃 副課長	●	●	
〃 施設管理係長	●	●	
〃 電気係長	●	●	
〃 機械係長	●	●	
病院統括部長		●	
〃 病院企画課長	●	●	●
医学部事務長		●	●
医学部附属病院事務部長		●	●
〃 総務課長	●	●	●
〃 総務課副課長	●	●	
〃 管理課長	●	●	
〃 管理課副課長	●	●	
〃 管理課施設係長	●	●	
〃 管理課設備係長	●	●	

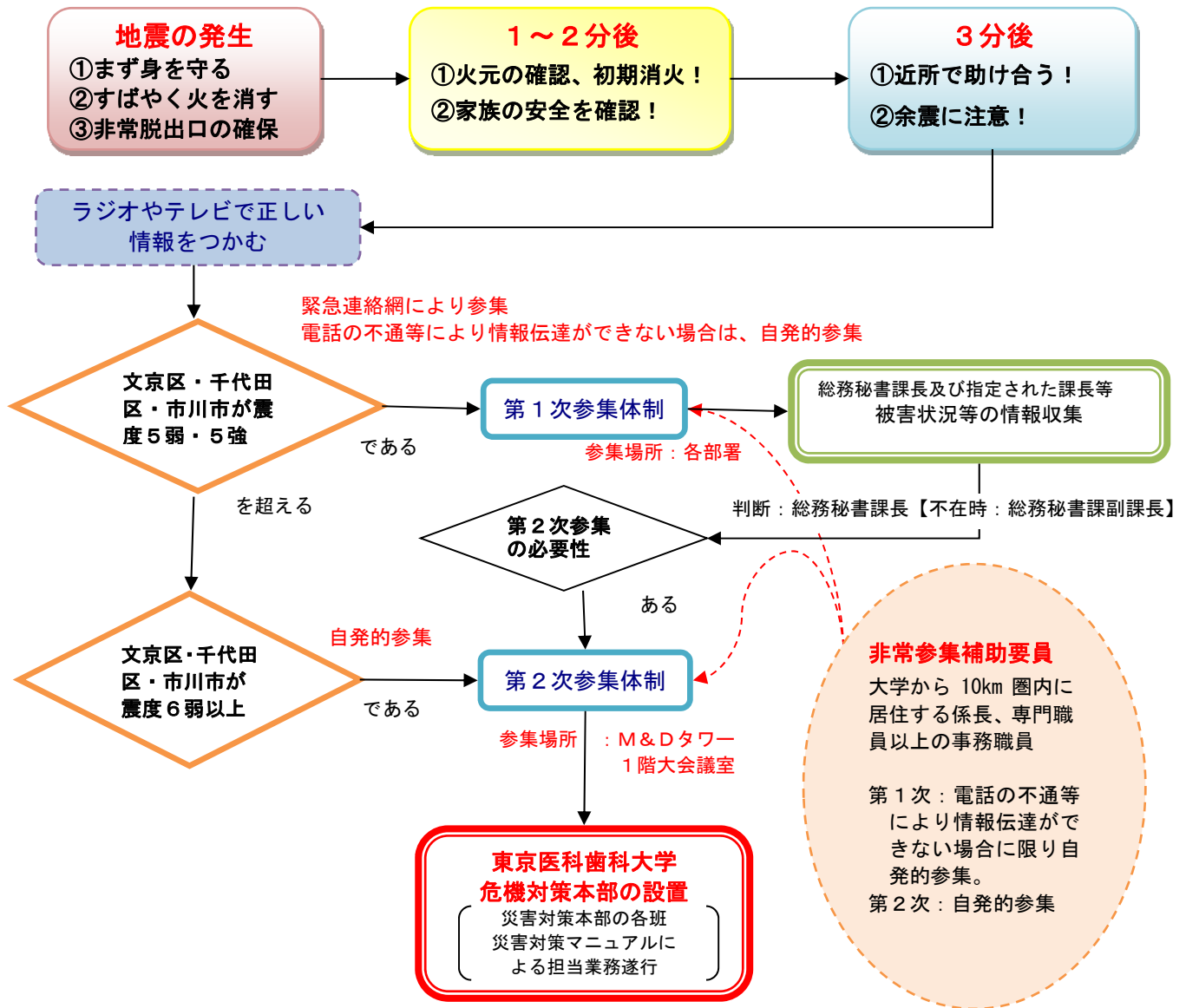
【震度別】 各要員	【震度5弱・5強】	【震度6弱以上】	
	①第1次参集体制	②第2次参集体制	[参考] 危機対策本部員
// 医事課長	●	●	
// 医療支援課長	●	●	
歯学部事務長		●	●
歯学部附属病院事務部長		●	●
// 総務課長	●	●	●
// 総務課副課長	●	●	
// 業務課長	●	●	
教養部事務長		●	●
生体材料工学研究所事務長		●	●
難治疾患研究所事務長		●	●
統合教育機構事務部長		●	●
// 学務企画課長	●	●	●
// 課長補佐	●	●	
// 総務係長	●	●	
// 入試課長		●	●
統合研究機構事務長		●	●
統合国際機構事務部長		●	●
// 国際交流課長		●	
統合情報機構事務部長		●	●
// 学術情報課長		●	●
// 情報推進課長		●	●
学生支援・保健管理機構事務部長		●	●
学生支援・保健管理機構事務部学生 支援総括係長		●	●

(2) 非常参集補助要員

東京医科歯科大学湯島地区から起算して10km圏内に居住している係長・専門職員以上の事務職員

(参考)

地震発生時行動に関するフロー図(労働時間外)



【東京医科歯科大学危機対策本部】

